

(8) 上下水道・住居等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
水道	水道をご使用の方	名義変更	お電話で手続きできます。 お早めに右記窓口へ連絡してください。	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">福井市企業局</div> 上下水お客様センター (大手 3-13-1 企業局庁舎1階) TEL:20-5621 FAX:20-5639
		使用中止	使用しなくても基本料金がかかります。 お早めに右記窓口へ連絡してください。	
		支払方法、請求書送付先の変更	右記窓口で、お早めにお手続きください。 変更用紙を送付希望の方は、右記窓口へ連絡してください。	
下水道等	下水道をご使用で、水道水以外の水（井戸水等）をご使用の方	井戸水等の休止または廃止 世帯人数の変更 使用者の変更 引落口座の変更	お早めに右記窓口へ連絡してください。	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">福井市企業局</div> 上下水お客様センター (同上) または 上下水道サービス課 (企業局庁舎2階) TEL:20-5632 FAX:20-5637
	美山地区で浄化槽使用料をお支払いの方	井戸水等の休止 世帯人数の変更 浄化槽の名義人変更や休止 使用者の変更 引落口座の変更		
集落排水	集落排水区域に居住し、水道水以外の水をご使用の方	水道水以外の水（井戸水等）の休止または廃止	お早めにお手続きください。 変更用紙を送付希望の方は、右記窓口へ連絡してください。	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">市役所</div> 農村整備課 (本館 5 階) TEL:20-5440 FAX:20-5741
		世帯人数の変更		
		使用者の変更	上下水お客様センターへ、お早めに変更届を提出してください。 変更用紙を送付希望の方は、農村整備課へ連絡してください。	上下水お客様センター (同上) 農村整備課 (同上)
		引落口座の変更	右記窓口または金融機関で、お早めにお手続きください。 変更用紙を送付希望の方は、右記窓口へ連絡してください。	上下水お客様センター (同上)
浄化槽	浄化槽を設置している方	管理者変更の報告	ご不明な点は、右記窓口へお問合せください。	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">福井市保健所</div> 生活衛生室 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473
		使用廃止（休止）の届出	その他、必要な手続き等をお知らせしますので、右記窓口へ連絡してください。	

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
道路・水路占用	道路・水路等を占用している方	名義変更・承継	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	市役所 監理課 (本館4階) TEL:20-5555
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望する同居親族の方	入居承継承認の申請	速やかに承継の手続きが必要です。ただし、承継には条件があります。個別の状況に応じてご案内しますので、右記窓口へお問合せください。	市役所 市営住宅課 (本館4階) TEL:20-5570 FAX:20-5573
	契約者が亡くなり、退去される方	返還の届出	退去立会が必要です。個別の状況に応じてご案内します。速やかに右記窓口へお問合せください。	
	市営住宅に入居している同居親族が亡くなった場合	同居者異動の届出	速やかに、同居者異動届が必要です。詳しくは、右記窓口へお問合せください。	
市営墓地	市営墓地(西墓地、東山墓地、兎越山墓地)をご使用の方	名義変更(寺院や町内で管理している区画を使用している方を除く)	状況に応じて必要書類が異なります。お早めに右記窓口へお問合せの上、お手続きください。	市役所 公園課 (本館4階) TEL:20-5460 FAX:20-5769
農地	農地を相続した方	農地法第3条の3の規定による届出	相続登記完了後にお手続きください。 ご不明な点は右記窓口へお問合せください。 [手続期限] 権利を取得したことを知った時点から、おおむね10か月以内	市役所 農業委員会 事務局 (本館5階) TEL:20-5550 FAX:20-5558
森林	森林の土地を相続した方	森林の土地所有者の届出	<input type="checkbox"/> 相続した方の認印(氏名が自署でない場合) <input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書や登記完了証(電子申請)の写し等届出の原因を証明する書面 <input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図(公図や森林計画図の写し等) 相続登記完了後にお手続きください。 [手続期限] 所有者となった日から 90日以内	市役所 林業水産課 (本館5階) TEL:20-5430 FAX:20-5752
通話録音装置	通話録音装置の貸与を受けている方	装置の返却	職員が回収します。右記窓口へ連絡してください。	消費者センター (田原1-13-6 フェニックスプラザ1階) TEL:20-5070 FAX:20-5081
犬	犬を飼っている方	所有者または犬の所在地変更の届出	右記窓口へお問合せください。新しい飼い主の住所が福井市外の場合は、住所のある自治体で手続きを行ってください。	福井市保健所 生活衛生室 (西木田2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473